

## 障害を理由とする差別の解消の推進に 関する教職員対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

### 第1 不当な差別的取扱いに関する例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること

### 第2 合理的配慮に関する例（第7条関係）

合理的配慮は、障害者の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、対応要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

#### (1) 物理的環境への配慮の例

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること

#### (2) 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 授業中、教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続き・申請の手順を文字やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・論理的な表現を使って説明すること
- 授業中のディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、

テキストベースでの意見表明を認めたりすること

○入学試験や定期試験において注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示すなど、視覚的な情報として伝達すること

### (3) ルール・慣行の柔軟な変更の例

○入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること

○成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること

○外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること

○大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること

○移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること

○教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること

○外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること

○授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること

○不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと

○感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること

○体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること

○教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること

○履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること

○入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと

○病気療養等で学習空白が生じる学生等に対して、ICT を活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること（※印を参照）

○授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること

○視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

※欠席や遅刻等への対応

- 病気療養等で授業を欠席または遅刻をする場合、担当教員がそれらの回数の猶予や代替課題の提示、又は試験や評価の変更点を個別に検討する

※ICT（オンライン授業）の対応

- (1) 障害を理由として「対面授業を受けることが難しい」という社会的障壁がある場合。

[考え方の例]

- 慢性疾患により、予測不能で突発的な症状悪化が生じた場合、自宅から動けないことがあるため、当該障害を理由として、対面授業を受けることが難しい場合には、オンラインによる授業受講を検討する。

- 対面授業が受けられないわけではないが、オンライン教材の方が授業内容（情報）の理解ができるという場合は、対面授業の出席を代替する形でオンライン受講を認めるのではなく、例えば、『対面授業に加えて、オンライン教材の追加提供』を検討する。

- (2) 「オンラインによる授業受講」によって、授業の目的・内容・機能（例：到達目標や成績評価基準）を損ねないこと。

[考え方の例]

- 対面で行われる演習・実験・実習など『オンラインによる授業受講』では授業の目的・内容・機能を損ねてしまうと判断される場合は、別の合理的配慮を検討する。

- (3) 大学において過重な負担のない範囲であること。

[考え方の例]

- 全ての授業で『オンラインによる授業受講』に対応しようとする、対応する授業担当教員をはじめ過重な負担があると判断される場合は、オンラインによる授業受講に対応する範囲を検討する。